

A 1 - 1

5 年 保 存 (常) (令和10年12月31日まで)

F N . A 1 - 3 - 2

鹿 務 第 1 2 4 9 号

令 和 5 年 5 月 3 0 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長

担当	企画第二係	TEL	
----	-------	-----	--

鹿児島県警察の警察署当番勤務の要綱の制定について（通達）

県警察においては、「鹿児島県警察におけるワークライフバランス等の推進のための行動計画」の策定について（通達）」（令和3年3月31日付け鹿務第637号）に基づき、各種取組を推進しているところであるが、このたび、警察署で勤務する職員の総労働時間の縮減を図り、ワークライフバランスを更に推進するため、別添のとおり、鹿児島県警察の警察署当番勤務に関する要綱を制定したので、その適正な運用に努められたい。

なお、本通達は令和5年6月1日から施行する。

別添

鹿児島県警察の警察署当番勤務に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年鹿児島県条例第27号。以下「勤務時間条例」という。）、鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する訓令（平成7年鹿児島県警察本部訓令第8号）及び鹿児島県地方警察職員の勤務管理に関する訓令（平成13年鹿児島県警察本部訓令第16号。以下「勤務管理訓令」という。）第7条の規定により、鹿児島県警察における警察署当番勤務の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 当番勤務 勤務時間条例第4条に規定する特別の形態による勤務であって、午前8時30分から翌日午前8時30分までを正規の勤務時間とするものをいう。

(2) 警察署当番勤務 勤務管理訓令第2条第11号に規定する警察署当番勤務であって、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める時間帯に警察署において、次条各号に掲げる業務に従事する当番勤務をいう。

ア 当番勤務の開始日が閉庁日（鹿児島県の休日定める条例（平成元年鹿児島県条例第37号）第1条第1項に規定する県の休日をいう。以下同じ。）である場合 午前8時30分から翌日の午前8時30分

イ 当番勤務の開始日が開庁日（閉庁日以外の日をいう。）である場合 午後5時15分から翌日の午前8時30分

(3) 当番勤務員 警察署当番勤務に従事する職員をいう。

(警察署当番勤務において処理する業務)

第3条 警察署当番勤務において処理する業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 認知した警察事象の処理に関すること。

(2) 警察車両の管理に関すること。

(3) 拳銃及び無線通信設備の出納及び保管に関すること。

(4) 警察署庁舎内外の火災、盗難の予防及び警戒に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、警察署の運用に関し必要なこと。

(当番勤務員の割当て)

第4条 当番勤務員は、警部以下の階級にある警察官をもって充てる。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、警部以下の階級に相当する職にある一般職員（事務職員又は技術職員をいう。以下同じ。）を臨時に充てることができる。

ただし、一般職員の職制や担当任務等を勘案し、事前に十分な検討を行った上で判断するものとする。

(1) 災害の発生，雑踏警備，捜査本部の設置その他避けることのできない事由によって当番勤務員が不足し，警察署当番勤務の体制を確保するために必要であると警察署長が判断した場合

(2) 警察官の負傷，病気その他の事由によって警察官が不足し，警察官を警察署当番勤務に従事させる体制を維持しようとする事により，公務の運営上支障が生じると警察署長が判断した場合

(当番勤務員の人員数)

第5条 当番勤務員の人員数については，第3条に掲げる任務の迅速と適正を期するため，階級，課別専従者（鹿児島県警察の当直勤務及び非常招集に関する訓令（平成25年鹿児島県警察本部訓令第12号。以下「当直勤務訓令」という。）第7条第2項に規定する課別専従者をいう。）等を十分勘案した上で，警察署長が定めるものとする。

(当番勤務員の指定)

第6条 警察署長は，前条で定めた人員数に応じた当番勤務員をあらかじめ指定するものとする。

(当番勤務の免除)

第7条 警察署長は，次の各号のいずれかに該当する者については，当番勤務を免除するものとする。

(1) 勤務時間条例第8条の2第1項（同条第4項において準用する場合も含む。）の規定により深夜における勤務をさせないこととした者

(2) 前号に掲げる者のほか，当番勤務に従事させることが適当でない認められる者
(当番勤務の勤務時間の割振り)

第8条 警察署長は，当番勤務に従事する職員に対して，午前8時30分から翌日の午前8時30分までの間に15時間30分の勤務時間を割り振るものとする。

2 前項の規定にかかわらず，警察署長は，業務上，必要と認めるときは，当番勤務員に対し7時間45分の勤務時間を割り振ることができる。

(当番勤務員の勤務場所)

第9条 警察署長は，当番勤務員の勤務場所として一の場所を指定するものとする。

2 当番勤務員は，前項の規定により指定された場所において，警察署当番勤務に従事するものとする。

(当番勤務員の服装)

第10条 当番勤務員の服装については，次の各号に掲げる職員の区分に応じ，それぞれ

れ当該各号に定める服装とする。

- (1) 警察官 警察官の服制に関する規則（昭和31年国家公安委員会規則第4号）、鹿児島県警察官支給品及び貸与品に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第40号）及び鹿児島県警察官の服制に関する訓令（平成7年鹿児島県警察本部訓令第1号）に定める制服又は私服
- (2) 一般職員 通常勤務の服装
（当番勤務責任者）

第11条 警察署長は、第6条で指定した当番勤務員のうち、最上位の階級にある警察官の中から当番勤務責任者（以下「当番責任者」という。）を指名するものとする。

2 当番責任者は、当番勤務員、地域警察官、看守勤務員その他警察署当番勤務において認知した警察事象の処理に従事する職員を指揮監督するとともに、警察署当番勤務における第3条に規定する業務全般の遂行に当たり、警察署長の命を受け、その責に任ずるものとする。

3 当番責任者は、警察署当番勤務に従事するに当たって、各課の所管を越えた当番勤務員の弾力的な運用に配慮しなければならない。

（警察署当番勤務の申告）

第12条 当番責任者は、警察署当番勤務に服する前に全ての当番勤務員を掌握の上、署長又は副署長（次長を含む。）に同勤務に従事する旨の申告をして服務上の指示を受けなければならない。ただし、閉庁日の場合は、これを省略するものとする。

（重要事件事故の処理等）

第13条 警察署当番勤務における重要事件事故の処理、非常処置、非常招集時の処置、事務引継、備付け物品台帳等については、当直勤務訓令第14条から第18条の規定を準用する。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、警察署当番勤務の実施に関し、必要な事項は、鹿児島県警察処務規程（平成25年鹿児島県警察本部訓令第11号）第42条の規定により、警察署長が別に定めることができる。